

## 第2弾志木市地域経済応援プレミアム付商品券事業取扱店募集要項

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた地域経済を活性化し、事業者の活動継続を支援するため、申込み・抽選、支払い、引渡しの一連の手続きを行う事務局を設置して郵送・インターネット等を通じた非接触型の販売を行い、新しい生活様式に対応した形でプレミアム付商品券を発行し、**個人の消費を喚起するとともに市内経済の回復に資することを目的に**、第2弾志木市地域経済応援プレミアム付商品券を発行（応募者多数の場合抽選）することとなりました。志木市商工会が事業主体として志木市より補助金を交付いただき、志木市地域経済応援プレミアム付商品券事業取扱店募集事業を実施する運びとなりました。

この商品券は、購入価格1万円で1万5千円分のお買い物ができる商品券になっており、令和3年12月31日（金）まで取扱店を募集いたします。

取扱店を希望される事業所は、下記内容をご確認いただきまして、「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入の上、志木市商工会までお申込みください。

### 第2弾志木市地域経済応援プレミアム付商品券の概要

- 1 名 称 第2弾志木市地域経済応援プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- 2 取扱店募集委託団体 志木市商工会（以下「商工会」という）
- 3 取扱店募集期間 令和3年4月23日（金）～令和3年12月31日（金）
- 4 商品券申込期間 **ハガキ：令和3年5月10日（月）～令和3年5月25日（火）消印有効**  
**WEB：令和3年5月10日（月）～令和3年5月25日（火）17：00**
- 5 購入のながれ 応募数が発行冊数を上回った場合、抽選のうえ、当選者には6月上旬以降に「コンビニエンスストア払込票」と「当選通知」を発送
- 6 代金の支払い 令和3年6月20日（日）までにコンビニエンスストアにて払込
- 7 商品券発送 令和3年7月10日（土）より受取確認ができる方法で発送

- 8 有効期間 令和3年7月30日（金）～令和3年12月31日（金）  
※期間を過ぎた商品券は無効となります。
- 9 換金受付期間 令和3年7月30日（金）～令和4年1月31日（月）
- 10 発行総額 4億5千万円（プレミアム分50%：1億5千万円分含）
- 11 発行券 1冊1万円 額面500円券 30枚綴り  
※飲食店のみで使用可能な飲食券 6枚（3,000円分）  
全ての登録店で使用できる共通券 24枚（12,000円分）  
**※購入限度額1人あたり3万円（3冊）まで応募可能**
- 12 発行枚数 30,000冊
- 13 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- 14 特定事業者 志木市商工会会員の飲食店・小売店・サービス業・建築業等で特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者。
- 15 商品券販売先 東武トップツアーズ(株)東上支店  
市民・市内在勤者からの申込受付、問い合わせ業務・プレミアム付商品券の発行・管理、請求・入金業務・商品券発送等を東武トップツアーズ(株)東上支店へ業務委託する。
- 16 購入対象者等 市内在住者・在勤者
- 17 使用範囲 ①商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。  
②特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。  
③商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。  
④商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。  
⑤商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。  
(1) 不動産や金融商品（地代、家賃、駐車料等賃料は除く）  
(2) たばこ  
(3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの  
(4) 事業活動のための原材料、機械器具類及び仕入商品の購入  
(5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務  
(6) 国税、地方税や使用料などの公租公課

18 釣 銭 に つ い て 釣銭は出さない

19 取 扱 店 申 込 方 法 ①「取扱店の登録申込書（以下「申込書」という）」に必要事項を記入の上、志木市商工会へお申し込みください。  
※申込書類は、志木市商工会にご用意しております。  
②受付期間は令和3年12月31日（金）まで  
③申込みのあった事業者は、商工会において審査の適否を行い、取扱店として承認いたします。

20 取 扱 店 の 責 務 等 ①取扱店であることが明確になるよう、商工会で作成したステッカー・ポスターを分かりやすい場所に掲示してください。  
②利用者が持ち込んだ商品券は、受け取るまでに問題ないか確認し、偽造された商品券と判断できる場合、商品券の受け取りを拒否し、その事実を商工会へ速やかに報告してください。  
③商品券を受け取った時は、他店ででの再使用防止の為に、裏面の所定欄に取扱店に記入又は押印することとし、既に取扱店の記入・押印がある場合は、受け取りを拒否してください。  
④取扱店自らの事業上の取引（商品などの仕入等）に使用しないでください。  
⑤利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れの等による損失は取扱店の責務とします。  
⑥取扱店が換金する場合、受取商品券と商品券換金請求書（取扱店で記入）並びに商品券の裏面の所定欄に取扱店の記入・押印済の商品券を商工会に提出してください。

21 そ の 他 ①取扱店に登録された事業者には、商品券取扱店ステッカー、ポスター等を7月中旬までに配布いたします。  
②この「取扱店募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した場合は請求する場合があります。  
③取扱店情報は、商工会ホームページや商品券取扱店一覧表で周知いたします。

22 問 合 せ 先 志木市商工会 志木市本町 1-6-30 電話 048-471-0049 Fax048-471-0057  
メール:info@shikishishokokai.net  
(電話は平日の午前9時から午後5時まで)